

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

2011年（平成23年）11月28日提出

藤沢市長

海老根 靖典

1 管理を行わせる公の施設の名称

藤沢駅北口市役所前第1自転車等駐車場

藤沢駅北口市役所前第2自転車駐車場

藤沢駅北口自転車等駐車場

藤沢駅南口自転車等駐車場

藤沢駅南口第2ミニバイク駐車場

藤沢駅南口第2自転車駐車場

辻堂駅北口自転車等駐車場

辻堂駅北口交通広場自転車駐車場

辻堂駅南口自転車駐車場

長後駅東口自転車等駐車場

湘南台駅東口地下自転車駐車場

六会日大前駅東口自転車駐車場

六会日大前駅西口自転車等駐車場

鵜沼海岸駅自転車等駐車場

鵜沼海岸駅第2自転車駐車場

2 指定管理者となる団体

藤沢市円行二丁目3番地の17

財団法人藤沢市まちづくり協会

3 指定の期間

2012年（平成24年）4月1日から2017年（平成29年）3月31日
まで

提案理由

藤沢駅北口市役所前第1自転車等駐車場ほか14自転車等駐車場の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提出する。

参 考

地方自治法 抜粋

(公の施設の設置, 管理及び廃止)

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。